

第3次 洲本市障害者基本計画

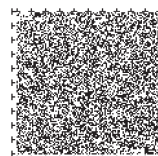
第6期洲本市障害福祉計画
第2期洲本市障害児福祉計画

概 要 版



令和3年3月

洲 本 市



計画策定の趣旨・背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障害のある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。また、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等が推進されることとなりました。

このたび、洲本市においては、国の動向や、これまでの洲本市の障害者福祉施策の実施状況、本市の障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第3次洲本市障害者基本計画」「第6期洲本市障害福祉計画」「第2期洲本市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

計画の位置づけと期間

「第3次洲本市障害者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

「第6期洲本市障害福祉計画」「第2期洲本市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

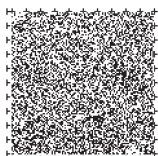
計画の基本理念

自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり

本市では、平成27年3月に策定した「第2次洲本市障害者基本計画」において掲げた3つの理念「意思決定支援」、「自己選択・自己決定」、「共生」に基づき、一人ひとりが互いを認め合い、自分らしい暮らしを支えることのできる障害福祉を推進してきました。

障害のある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備を進め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させることが必要となっています。障害の有無にかかわらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割を見つけ、活躍できる共生社会の実現が望まれています。

本計画においては、この3つの理念を踏まえ、新たに「自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」を理念に、障害のある人への支援を総合的かつ計画的に推進していきます。



具体的な施策

分野1 安全・安心な生活環境

1. 住み慣れた地域で生活できる住宅の確保

〈主な取組〉 ○グループホームの整備促進と利用者への支援／○住宅のバリアフリー化の促進など

2. バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進

〈主な取組〉 ○公共施設の整備等／○障害者用駐車場の確保と利用促進など

3. 交通・移動手段の確保

〈主な取組〉 ○公共交通機関の維持／○外出時の移動手段の確保／○交通体系の充実に向けた検討など

分野2 情報提供と意思疎通支援の充実

1. 情報提供の充実

〈主な取組〉 ○障害者福祉に関する情報提供の充実／○視覚障害者に配慮した情報提供など

2. 意思疎通支援の充実

〈主な取組〉 ○手話通訳者等の派遣の推進／○市役所における窓口対応の配慮など

分野3 防災、防犯等の推進

1. 防災対策の推進

〈主な取組〉 ○防災訓練への参加促進／○障害特性に配慮した情報伝達体制の整備など

2. 防犯対策の推進

〈主な取組〉 ○地域防犯体制の充実／○青色防犯パトロールによる犯罪抑止など

3. 感染症対策等の推進

〈主な取組〉 ○感染症の予防と蔓延防止対策の実施／○サービス提供に関する対策の実施

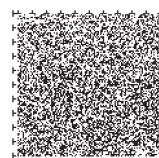
分野4 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の促進

1. 障害を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

〈主な取組〉 ○障害者差別解消への取組の充実／○障害者虐待防止センターの運営など

2. 障害者理解の促進及び広報・啓発の推進

〈主な取組〉 ○広報紙等や各種行事を通じた広報・啓発の充実／○学校における福祉教育の推進／
○ヘルプマーク、市民みまもりカードの普及啓発など



分野5 自立した生活支援の推進

1. 相談支援体制の充実

〈主な取組〉 ○障害者相談支援事業の実施／○基幹相談支援センターの充実／○計画相談支援の提供体制の充実など

2. 在宅サービス等の充実

〈主な取組〉 ○訪問系サービスの充実／○日中活動の場の充実／○福祉的就労の場等の充実／○地域生活の場の確保など

3. 障害児支援の充実

〈主な取組〉 ○障害児相談支援の円滑な実施／○一貫した支援の充実と継続／
○障害児に関する相談機関相互の連携強化など

分野6 保健・医療の充実

1. 保健・医療等の充実

〈主な取組〉 ○障害者の専門的医療に関する地域医療連携体制の充実／○重度障害者医療費の助成など

2. 精神保健・医療の充実

〈主な取組〉 ○こころの健康づくりを進める環境の充実／○精神保健相談の充実／○家族等の交流機会の確保など

3. 難病患者に関する施策の推進

〈主な取組〉 ○難病患者等に対する障害福祉サービス等の周知と提供／○難病患者の特性理解の促進

4. 障害の原因となる疾病等の予防及び発達支援

〈主な取組〉 ○乳幼児期からの生活習慣病の発症及び重症化の予防／○親への早期支援など

分野7 雇用・就業等の支援

1. 雇用・就業への支援

〈主な取組〉 ○事業主への広報・啓発及び情報提供の充実／○職場実習の受入／○特別支援学校との連携など

2. 経済的自立への支援

〈主な取組〉 ○公的年金制度の周知／○公的手当の給付／○各種制度の周知／○生活福祉資金貸付事業の周知など

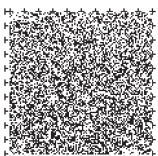
分野8 教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実

1. インクルーシブ教育システムの構築

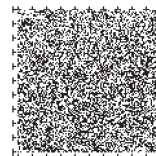
〈主な取組〉 ○就学前の特別な支援を必要とする幼児の受入／○就学指導・教育相談の充実／○特別支援教育の充実など

2. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

〈主な取組〉 ○スポーツ・レクリエーション活動の振興／○文化芸術活動への支援／○生涯学習の推進など



計画期間における数値目標や 障害福祉サービス等の見込み量の設定



令和5年度の数値目標

●福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数62人を基準に、6%に相当する4人が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場（協議会やその専門部会など）の設置を、令和5年度末までに地域の社会資源の整備状況等を踏まえ、関係機関等と検討していきます。

●地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等を、令和5年度末までに、地域の社会資源の整備状況等を踏まえ、関係機関等と整備に向けた検討をしていきます。

●福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度末までに、福祉施設から一般就労に移行する障害者について、令和元年度実績の1.27倍あたる16人を目標とします。

●障害児支援の提供体制の整備等

令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

●相談支援体制の充実・強化等（新規項目）

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

●障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（新規項目）

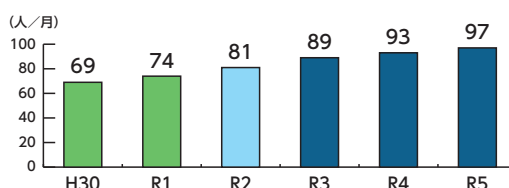
令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

障害福祉サービスの見込み

※H30～R1は実績値、R2は実績見込値、R3～R5は計画値となっています

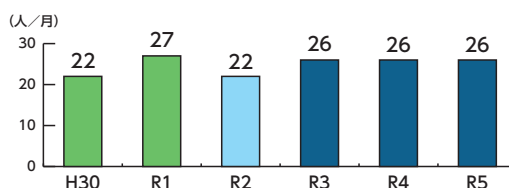
●居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障害者の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行います。



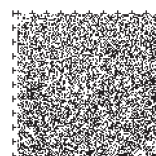
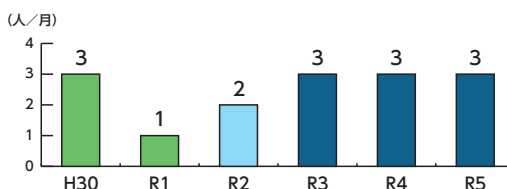
●同行援護

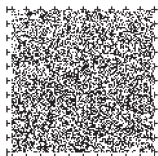
視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。



●行動援護

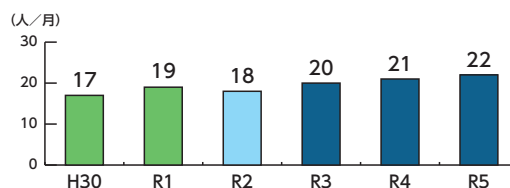
知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。





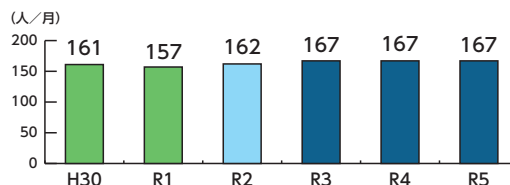
●短期入所(ショートステイ)

居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合などの際に、短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護等が受けられるサービスです。



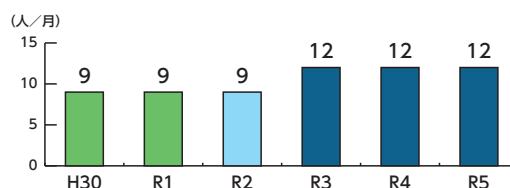
●生活介護

常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。



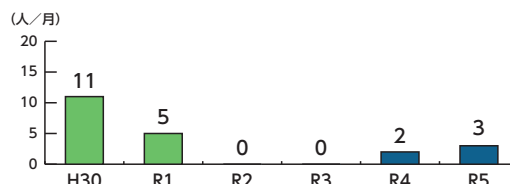
●就労移行支援

一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。



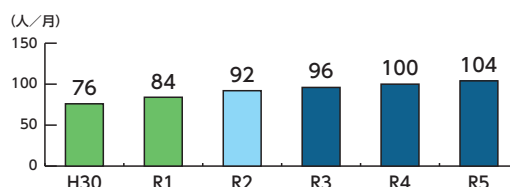
●就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。



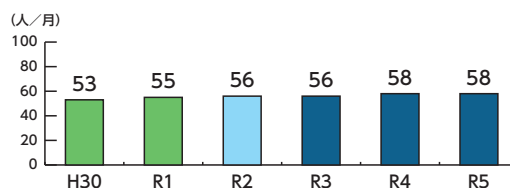
●就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な障害者に、通所により就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。



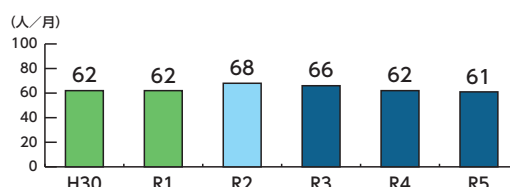
●共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。



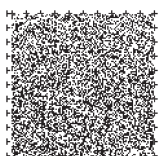
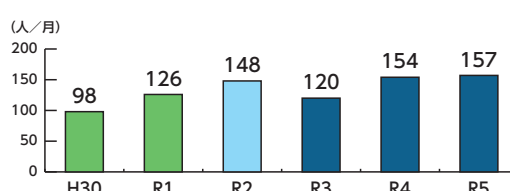
●施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。



●計画相談支援

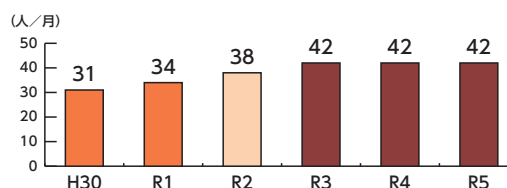
指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。



障害児支援サービスの見込み

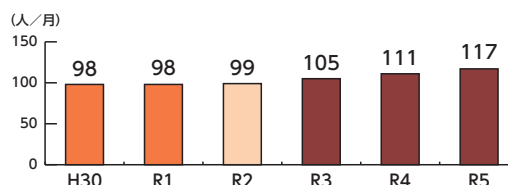
●児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。



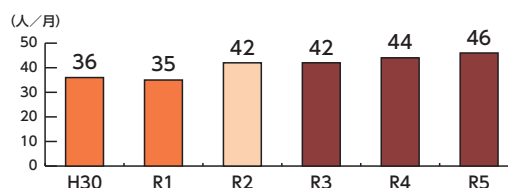
●放課後等デイサービス

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障害児について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。



●障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。



地域生活支援事業

◆理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活等を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修等を行う事業です。

◆自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障害者、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組みを支援する事業です。

◆成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

◆手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。

◆移動支援事業

一人で外出するのが困難な障害者の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。

◆地域活動支援センター機能強化事業

障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。

ライフステージごとの 障害福祉サービス



生活支援

乳幼児期	学齢期	青年・壮年期	高齢期
0歳	6歳	18歳	65歳
出生	幼児教育 義務教育	高等部 就職・福祉的就労	生きがい・終末期
ホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問・行動援護)			介護保険
同行援護			
補装具費支給・日常生活用具給付			介護保険
ショートステイサービス(短期入所)			介護保険
日中一時支援事業・移動支援事業			
施設入所支援			介護保険
グループホーム			
デイサービス(生活介護)			介護保険
自立訓練(機能訓練・生活訓練)			

活動支援 教育・療育・雇用・就業

障害児保育 特別支援教育
児童発達支援センター
児童発達支援 放課後等デイサービス

就業・生活支援センター
就労支援(継続、移行、定着)
地域活動支援センター



保健・医療

健診(保健師) 健康相談(保健師)
医療機関(かかりつけ医、専門医、外来、入院、デイケア)
訪問看護
福祉医療
自立支援医療(精神通院)
自立支援医療(育成医療)

自立支援医療(更生医療)



相談支援

相談支援事業(相談支援専門員)・担当課
障害児相談支援事業(児童通所サービス利用計画作成)
指定特定相談支援事業所(サービス利用計画作成)
地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助



第3次洲本市障害者基本計画 第6期洲本市障害福祉計画 第2期洲本市障害児福祉計画 (概要版)

令和3年3月

発行：洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 TEL 0799-22-3332 / fax 0799-22-1690

洲本市ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/>



洲本市公式
ホームページ

QR
コード



洲本市
障害者基本計画

